

子どもの学習・生活支援事業 学集会

☎ 福祉総合課くらしの相談係
(☎5722-6840、FAX5722-9062)



生活にお困りになっている世帯の、中学生から高校生までを対象とした個別指導形式の学習支援です。養育に関する保護者相談にも応じています。

📅 5月1日～令和9年3月31日(予定)。毎週火・水曜日18:00～20:00(祝・休日を除く)。夏・冬期特別講習などを実施

📍 総合庁舎内会議室など

👤 次の要件を全て満たす区内在住者

- 学習塾や家庭教師、通信教育などを利用していない
- 都や区などが実施する他の学習支援を受けていない

👤 10人(先着) 📅 5月7日から、区☎/電話



ひとり親家庭を支援します

☎ 福祉子ども若者課ひとり親・生活支援係
(☎5722-9862、FAX5722-9328)



ひとり親家庭のかたを対象に、仕事や子育ての支援を行っています。

めぐろ子ども未来応援塾

ひとり親家庭の小学4年生から高校生までを対象とした学習支援です。大学生や社会人のボランティアが、学習習慣の定着、基礎的な学力の向上を図るための学習指導をします。また、子どもの心に寄り添った生活支援も行います。

📍 区内在住で、次の要件を全て満たすひとり親家庭の子ども

- ① 児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当する世帯
 - ② 都または区などが実施する他の学習支援を受けていない
- ※ 学習塾や家庭教師、通信教育などを利用していない世帯を優先

📅 5月1日～22日(空き状況により期限後も受け付け)。申し込み方法など詳細は、対象世帯へ4月末ごろに郵送した申込書をご覧くださいか、お問い合わせください

内容	対象	期間	時間	会場	定員(※)
学習塾型	小学4～6年生	6月下旬～令和9年3月。月4回程度、原則木曜日(全40回)。夏・冬期は金曜日も授業あり	16:30～18:30	区内施設(不動前駅下車10分)	10人
	中学・高校生		19:00～21:00	総合庁舎内会議室など	20人
家庭教師派遣型	小学4年～中学生	7月上旬～令和9年3月。月4回程度(全40回)	1回2時間以内	対象者の自宅(保護者が在宅中に実施)	20人

※受講者は面談の上決定



支援制度の紹介

各支援制度には、利用要件があります。まずは気軽にご相談ください。

事前相談が必要 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座を受講し、修了した時に、講座受講料の原則60%相当額を支給する制度です。

事前相談が必要 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士など、ひとり親の就業に向けた資格取得訓練中の生活費負担を軽減するため、訓練促進給付金を支給し、資格取得を支援する制度です。

ひとり親家庭ホームヘルパーサービス

ひとり親家庭のかたが仕事や職業訓練などの理由により、保育が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣し、生活の安定と自立を推進する制度です。

事前相談が必要 母子・父子福祉資金の貸し付け(都)

20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金をお貸しします(無利子または利率1%)。

母子生活支援施設

区内在住の母子家庭(子どもが18歳未満)のかたで、子どもの養育や地域での自立した生活が困難な場合に入所できる施設です。母子の自立に向けた支援を受けることができます。養育や生活状況などの審査により、入所を決定します(所得に応じた負担あり)。

養育費確保支援事業

養育費の継続した確保を支援するため、公正証書などによる取り決めに係る費用や、民間保証会社の保証契約費用に補助金を支給します。

離婚前後の親支援講座(オンライン開催) 自宅での参加が難しい場合は、総合庁舎内会議室で視聴できます

「子どものために考えておくこと」

子どもがいる夫婦が離婚する場合、知っておいた方がいいことや、決めておいた方がいいことがあります。講座では、子どものメンタルケアや養育費、親子交流など、子どもの生活を守るための情報をお伝えします。

📅 5月27日(水)、7月30日(木)、9月24日(木)、11月30日(月)、令和9年1月18日(月)、3月15日(月) 10:00～12:00。各回とも同じ内容です

👤 家族のためのADRセンター代表 小泉道子氏

👤 各7人(先着)

📅 5月7日～各開催日の2営業日前までに、区☎/電話



子ども乗せ自転車のバッテリー購入を補助します

☎ 子ども若者課子ども若者施策推進係
(☎5722-8723、FAX5722-9328)



子どもを乗せて走る(幼児同乗用)電動アシスト自転車のバッテリー購入費を補助します。募集は、前期(5月)と後期(10月ごろ予定)の2回に分けて行います。

補助対象品

令和8年4月1日以降に、自転車販売店舗で購入した新品で、メーカー純正のバッテリー(充電器を含む)

補助金額

2万円。充電器のみの場合は、購入金額の半額(千円未満切り捨て)

📍 区内在住で申請日時点で次の全てに該当する世帯(1世帯1回限り)

- ① 1歳以上の未就学児1人以上を同一世帯で養育している
- ② 幼児同乗用電動アシスト自転車に自転車の安全性を示すマーク(BAA、TSなど)が付いている
- ③ 自転車保険に加入している
- ④ 自転車防犯登録をしている
- ⑤ 交通安全のeラーニングが受講できる
- ⑥ 申請本人と同一世帯者が当該事業による補助を受けたことがない

👤 300人(抽選)

📅 (前期)5月1日～22日に、区☎



交通ルールを守って安全に子どもを自転車に乗せましょう

4月1日から、自転車への交通反則通告制度(青切符)が導入され、交通ルールを守った安全運転がより一層重要です。

補助に当たり、自転車に子どもを乗せる時の注意点や転倒事故防止などのeラーニングを受講していただきます。保育園などへの送り迎えや外出時の安全を再確認しましょう。

児童手当・児童育成手当

児童手当 子どもが健やかに育つことを目的に、下記の受給資格に該当する養育者へ手当を支給します。申請月の翌月分からが対象です。



☎ 子ども若者課児童手当・医療証係 (☎5722-9162、FAX5722-9328)

⚠️ 受給中で、現況届の提出が必要なかた 6月上旬に案内を送付しますので、6月中に手続きをしてください。

受給資格

高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの子どもの養育者

手当額(所得制限なし)

	対象(※)	手当額(1人当たり月額)
第1・2子	3歳未満	15,000円
	3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降	0歳～高校生年代	30,000円



*大学生年代(※)以下の子どもから第1子と数える

※18歳到達後最初の3月31日の翌日から22歳到達後最初の3月31日まで

このような時には手続きを(★公務員は勤務先で手続き)

- ① 子どもが生まれた 出生の翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- ② 子どものみが区外に転出する
- ③ 受取口座を変更したい(受給者名義の口座のみ)
- ④ 受給者が公務員になった、公務員でなくなった 勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります。
- ⑤ 子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した
- ⑥ 大学生年代(※)以下の子を3人以上養育している場合で、大学生年代の子の監護相当・生計負担の状況が変わった

児童育成手当 (育成手当・障害手当) ひとり親や障害のある子どもの養育者などに対し、手当を支給します。下記の受給資格に該当するかたは、子ども若者課に相談し、来庁の上、申請の手続きをしてください。申請月の翌月分からが対象です。



☎ 子ども若者課育成給付係 (☎5722-9645、FAX5722-9328)

⚠️ 受給中のかた 現況届のお知らせを6月上旬に送付しますので、6月中に手続きをしてください。

育成手当

受給資格

次の①または②に該当する高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの子どもの養育者 ※所得制限(表1)あり

- ① 父母が離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある(父または母が事実上の婚姻関係にある場合を除く)
- ② 父または母に重度の障害がある

● 手当額 子ども1人当たり月額13,500円

障害手当

● 受給資格 心身に中度以上の障害のある20歳未満の子どもを養育者 ※所得制限(表1)あり

● 手当額 子ども1人当たり月額15,500円

表1 児童育成手当所得制限(令和7年中の所得)

扶養人数	限度額
0人	366万1千円
1人	404万1千円
2人	442万1千円
3人	480万1千円

・3人目以降扶養人数が1人増すごとに、38万円を加算
・所得は、年間収入から給与所得控除または必要経費、医療費控除、ひとり親控除、特定親族特別控除(令和7年中所得から適用)などを差し引いたもの